## 別表1 全体計画認定に係る認定期間の事例

	具体的な理由	建築年により認定を行う最長期間							
認定を 受ける理由		昭和56年6月1日施行法に不適合			昭和56年6月1日施行法に適合			平成12年6月1日施行法に適合	
		右記以外の規定	構造規定		右記以外の規定	構造規定(平成12年6月1日施行法に不適合)		右記以外の規定	構造規定
		規模等無制限	耐震診断による 基準に不適合	耐震診断による 基準に適合	規模等無制限	耐震診断による 基準に不適合	耐震診断による 基準に適合	規模等無制限	規模等無制限
	イ。改修時期に制約がある場合	5年程度	5年程度	20年程度	5年程度	5年程度	20年程度	5年程度	20年程度
	ロ。改修工事を棟毎に行わざるを得ない場合	5年程度	5年程度	20年程度	5年程度	5年程度	20年程度	5年程度	20年程度
	ハ。 改修工事範囲を建築物の区分 所有者毎に行わざるを得ない場合	5年程度	5年程度	20年程度	5年程度	5年程度	20年程度	5年程度	20年程度
	二。使用を中止できに〈い特殊用途 のため工事範囲毎に行わざるを得 ない場合	5年程度	5年程度	20年程度	5年程度	5年程度	20年程度	5年程度	20年程度
とするには申 請者が用意 できる資金 が十分で資い い等の のな理由が あること。	イ。予算執行が法律等により規制されているため年度毎に分けて改修を行わざるを得ない場合	5年程度	5年程度	20年程度	5年程度	5年程度	20年程度	5年程度	20年程度
	ロ。融資限度等の制約により、部分 毎に改修を行わざるを得ない場合	5年程度	5年程度	20年程度	5年程度	5年程度	20年程度	5年程度	20年程度
	ハ。 増改築の経費に対し改修に要する経費が過大である場合	5年程度	5年程度	20年程度	5年程度	5年程度	20年程度	5年程度	20年程度
法の難易度 が高い等の 技術的な理 由があるこ と。	イ。耐震改修の施行方法の技術的 難易度が高いことから、部分毎に改 修を行わざるを得ない場合	5年程度	5年程度	20年程度	5年程度	5年程度	20年程度	5年程度	20年程度
外の合理的	上記以外の理由により、部分的に 改修を行わざるを得ない合理的な 理由がある場合	5年程度	5年程度	20年程度	5年程度	5年程度	20年程度	5年程度	20年程度